

ホームレスの実態に関する全国調査実施要領（案）

I 調査の目的

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成 15 年 7 月厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）の見直しを検討するにあたって、政策評価等の実施に必要なデータを得ることを目的とする。

II 調査の客体

(1) 法第 2 条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいるホームレス」とする。

(2) 調査方法

国が各都道府県に対し調査を委託し、各都道府県の管内市区町村が調査を実施する。

① ホームレス数の調査（概数調査）について

- イ. 全国の市区町村において実施することとし、巡回による目視調査とする。
- ロ. 市区町村は、調査地域を各ブロック毎に区分けし、ブロック毎にカウンター機器等を使用し、人数を調査する。
- ハ. 調査は、「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」「その他施設」の 5 区分及び男女別（男・女・不明）とし、それぞれの人数をカウントする。
- ニ. ブロック内のホームレスの所在する場所や時間帯を把握し、より効果的に概数調査ができるよう事前に準備する。
- ホ. 調査日は、1 日で行うことが望ましいが、対象地域が広い等やむを得ない場合は、複数日（2～5 日間程度）において実施することも可とする。
- ヘ. 都市公園、河川等の公的施設においては、公園、河川等各種施設管理者の協力を得て調査を実施。
- ト. 調査する時間帯は、ブロック内のホームレスの所在する場所や時間帯を把握した結果に基づき、より効果的に概数調査ができる時間帯で実施する。

② ホームレスの生活実態調査

- イ. 生活実態調査については調査票に基づく個別面接調査とする。
- ロ. 調査対象自治体は、東京23区・政令指定都市及び平成15年1月調査において、100名以上のホームレス数の報告のあった市とし、調査対象目標数は、次表の通りとする。
- ハ. 各市区は、調査地域を各ブロック毎に区分けし、ブロック毎に調査日を定めて個別面接調査を実施。
- ニ. 調査は、調査班（2人以上1組）を編成し、班において実施。
- ホ. 調査員の選考に当たっては、調査の正確性の確保、プライバシー保護、地域の実情を考慮し、適切な者を選考、配置する。その際、NPO 団体等の民間団体の活用も考慮する。
- ヘ. 調査員に対しては、調査日前10日間程度を使用し、調査の趣旨、調査内容と方法、調査員としての心得や注意事項等を周知させる。特に調査手法については、調査の事前説明や面接調査の仕方等の事前トレーニングを行うなど調査員への十分な周知を行うことが必要。
- ト. 事前調査として、調査日前10日間程度を使用し、ブロック内のホームレスに対し、調査の実施について周知し、協力を求めるとともに、できる限りホームレスとのコミュニケーションを図っておく。
- チ. 本調査は、事前調査後20日間程度を使用し、1班平日においては1日2～3人、休日においては4～5人の調査を目標として調査票に基づく面接を実施。
- リ. 本調査の調査客体が定住型のホームレスに偏らないよう、移動型のホームレスについても十分配慮すること。
なお、定住型とは、テント・小屋がけ等固定的な住みかをもっている者とし、移動型とは、それ以外の者とする。
- ヌ. 調査する時間帯は、事前調査の結果に基づき、相手方の了解を得て、より効果的に調査ができる時間帯で実施する。

調査対象自治体（東京23区、政令指定都市及び前回調査において100人以上確認された自治体）の前回調査におけるホームレス数及び調査目標数

| 市 区 名 | H15年1月調査 | 調査目標数 |
|-----------|---------------------|--------|
| 大 阪 市 | 6,603人 | 500人 |
| 東 京 23区 | 5,927人 | 500人 |
| 名 古 屋 市 | 1,788人 | 250人 |
| 川 崎 市 | 829人 | 100人 |
| 京 都 市 | 624人 | 80人 |
| 福 岡 市 | 607人 | 80人 |
| 横 浜 市 | 470人 | 40人 |
| 北 九 州 市 | 421人 | 40人 |
| 神 戸 市 | 323人 | 30人 |
| 堺 市 | 280人 | 30人 |
| さ い た ま 市 | 211人 | 30人 |
| 仙 台 市 | 203人 | 30人 |
| 広 島 市 | 156人 | 20人 |
| 千 葉 市 | 126人 | 20人 |
| 静 岡 市 | 119人 | 20人 |
| 札 幌 市 | 88人 | 20人 |
| 尼 崎 市 | 323人 | 30人 |
| 市 川 市 | 168人 | 20人 |
| 西 宮 市 | 130人 | 20人 |
| 浜 松 市 | 129人 | 20人 |
| 守 口 市 | 121人 | 20人 |
| 府 中 市 | 116人 | 20人 |
| 平 塚 市 | 112人 | 20人 |
| 熊 本 市 | 103人 | 20人 |
| 厚 木 市 | 102人 | 20人 |
| 八 尾 市 | 100人 | 20人 |
| 計 | 20,179人 (79.8%) | 2,000人 |
| 全 国 計 | 25,296人 (100.0%) | 2,000人 |

Ⅲ 調査期日

平成19年1月に実施

Ⅳ 調査事項

(1) ホームレス数（概数）調査

「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」「その他施設」の5区分に分類

(2) 生活実態調査

① 路上での生活について

- ・ 現在の野宿場所、野宿形態 問1・2
- ・ 野宿生活の期間 問3・4・5
- ・ 収入の有無、仕事内容 問6・7・8・9

② 路上（野宿）生活までのいきさつ

- ・ 野宿生活直前の仕事 問10・11
- ・ 過去における最長職 問12・13
- ・ 野宿生活に至った理由 問14
- ・ 野宿生活直前の居住形態 問15
- ・ 野宿生活直前の居住地域 問16
- ・ 路上生活をしている地域に到来した理由 問17
- ・ 特定地域での就労求職状況 問18

③ 健康状態

- ・ 現在の健康状態 問19
- ・ 持病の有無と症状の有無 問20・21
- ・ 障害の有無（障害者手帳等の有無） 問22

④ 福祉制度

- ・ 総合相談の利用 問23
- ・ シェルターの利用 問24
- ・ 自立支援センターの利用 問25
- ・ 生活保護制度の活用 問26・27

- ⑤ 自立について
- ・ 野宿者の希望する今後の生活 問28
 - ・ 現在の求職活動 問29・30・31
 - ・ 希望職種 問32
 - ・ 就労のための支援 問33
 - ・ 資格、免許等の有無 問34
 - ・ 今後取得したい資格・免許等 問35
 - ・ 民間賃貸住宅等に関する情報提供の状況 問36・37・38
- ⑥ 生活歴
- ・ 出身地 問39
 - ・ 結婚（内縁）の有無 問40
 - ・ 家族との連絡の有無 問41
 - ・ 年金拋出の有無 問42
 - ・ 借金の有無と額 問43
- ⑦ その他
- ・ 人権相談 問44
 - ・ 行政、ボランティア団体等への要望 問45

V. 集計方法及び結果の公表

- (1) 集計は各都道府県から報告されたデータを国において一括集計する。
- (2) 集計後、調査結果を公表する。